

こくさいせいさくすいしんこんわかいせっちようこう  
かながわ国際政策推進懇話会設置要綱

せっち  
(設置)

だい じょう こくさいしゃかい へんか たいおう かながわ こくさいしさく すいしん  
第1条 国際社会の変化に対応した神奈川の国際施策の推進について

ゆうしきしゃとう いけん ちようしゆ きようぎ こくさいせいさくすいしんこんわかい  
有識者等の意見を聴取し協議するため、かながわ国際政策推進懇話会

い か こんわかい せっち  
(以下「懇話会」という。)を設置する。

きようぎじこう  
(協議事項)

だい じょう こんわかい つぎ かか じこう きようぎ おこな  
第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) こくさいしさく すいしん かん  
国際施策の推進に関すること。
- (2) こくさいしさくすいしんしん かん  
かながわ国際政策推進指針に関すること。
- (3) がいこくせきけんみん かいぎ れんけい かん  
外国籍県民かながわ会議との連携に関すること。
- (4) た こくさいせいさく そうごうてき すいしん かん  
その他、かながわの国際政策の総合的な推進に関すること。

いいん  
(委員)

だい じょう こんわかい ち じ せんにな つぎ いいん こうせい  
第3条 懇話会は、知事が選任する次の委員で構成する。

- (1) がくしきけいけん ゆう もの  
学識経験を有する者
- (2) かんけいだんたい だいひようしゃ  
関係団体の代表者
- (3) がいこくせきけんみん  
外国籍県民
- (4) しちょうそん だいひようしゃ  
市町村の代表者
- (5) けんみんとう こうぼとう せんこう もの  
県民等からの公募等により選考された者

- 2 前項のうち、県民等からの公募等については、別途定める。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期の途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期は、必要があると認められるときは、これを1年延長することができる。

かいちょうおよびふくかいちょう  
(会長及び副会長)

だい じょう こんわかい かいちょうおよびふくかいちょう お  
第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、  
会長が欠員のときはその職務を行う。

かいぎ  
(会議)

だい じょう こんわかい かいぎ かいちょう しょうしゅう ざちょう  
第5条 懇話会の会議は会長が招集し、その座長となる。

いけん ちょうしゅ  
(意見の聴取)

だい じょう こんわかい ひつよう みと かいぎ かんけいしゃ  
第6条 懇話会において必要があると認められるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

せんもんいんかい  
(専門委員会)

だい じょう こんわかい ししょうじこう かかるせんもんじこう ちょうさ けんきゅう  
第7条 懇話会には、その所掌事項に係る専門事項について調査、研究する  
ため、専門委員会を置くことができる。

せんもんいんかい こんわかいがい いん ち じ せん  
2 専門委員会における懇話会以外の委員については、知事が選任する。

じむきょく  
(事務局)

だい じょう こんわかい じむきょく かながわけんこくさいぶんかかんこうきょくこくさいか お  
第8条 懇話会の事務局は、神奈川県国際文化観光局国際課に置く。

ほそく  
(補則)

だい じょう ようこう さだ こんわかい うんえい た こんわかい かん  
第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他懇話会に関し  
ひつよう じこう かいちょう さだ  
必要な事項は、会長が定める。

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成3年10月8日から施行する。

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

ふ のり  
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成16年3月23日から施行する。

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成17年3月9日から施行する。

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成21年1月27日から施行する。

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成24年11月21日から施行する。

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成28年11月14日から施行する。

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

ようこう れいわ がんねん がつ にち しこう  
この要綱は、令和元年12月19日から施行する。